長野県スポーツ少年団顕彰要綱施行基準

この施行基準は、長野県スポーツ少年団顕彰要綱施行にあたっての必要事項について定める。

1 (顕彰の形式)

- (1) 第3条第1項第1号は、表彰状を授与する。
- (2) 第3条第1項第2号は、表彰状を授与する。
- (3) 第3条第1項第3号は、感謝状を授与する。

2 (顕彰の基準)

- (1) 第3条第1項第1号の対象は、次の事項を満たす単位団とする。
 - 1)10年以上継続して登録していること。
 - 2) 登録者及び母集団の活動が活発であること。
 - 3) 団員の活動が活発で、異年齢集団で構成していること。
- (2) 第3条第1項第2号の対象は、次のとおりとする。
 - 1)10年以上継続して登録している指導者。
 - 2) 5年以上継続して登録している県および市町村役員。

3 (顕彰の数)

各市町村スポーツ少年団における前年度登録実績から原則として次のように定める。

(1) 第3条第1項第1号のスポーツ少年団単位団

単位団数20まで1団体以内" 21から40まで2団体以内" 41以上3団体以内

(2) 第3条第1項第2号の登録指導者

指導者数 50 まで 1名以内 ッ 50 から 100 まで 2名以内 ッ 101 から 200 まで 3名以内

以上100名を超えるごとに1名を増やすことができる。

4 (候補者の推薦)

市町村スポーツ少年団は、第3条第1項第1号及び第3条第1項第2号については毎年1月末日までに、また、第3条第1項第3号については別に通知する期日までに所定の様式をもって、長野県スポーツ少年団本部長あて推薦する。

5 (表彰状及び感謝状の伝達)

表彰状及び感謝状の伝達は、市町村スポーツ少年団本部長に委任する。

附則

施行基準改正経過 平成6年11月10日 一部改正

平成 16 年 3 月 22 日 一部改正 平成 22 年 11 月 22 日 一部改正 令和 2 年 4 月 22 日 一部改正